

令和4年度第9回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和5年1月23日(月) 10時開会 12時22分閉会

2 場 所 倉吉市「倉吉シティホテル」

3 出席者

(1) 常設審議委員 16名／21名 (出席者は別紙名簿のとおり)

(2) 鳥取県経営支援課
米子市農業委員会
鳥取市農業委員会
農業会議

[REDACTED]
倉益、熊谷、岡田、中嶋

発言者等	議 事 要 旨
1開会 事務局	<p>(午前10時) 定刻になりましたので、ただ今より令和4年度第9回常設審議委員会を開会いたします。</p> <p>まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告をいたします。本日の常設審議委員の出席は、21名中16名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しております、本委員会が成立することをご報告いたします。</p> <p>それでは、小林会長に挨拶をお願いいたします。</p>
2会長挨拶 (要旨)	<p>皆さん、あけましておめでとうございます。皆さんも家族おそろいで健やかな新年をお迎えになったことだと思います。</p> <p>本日、令和4年度第9回常設審議委員会を開催致しましたところ、皆様には公務ご多用のところ出席を賜わり誠に有難うございました。</p> <p>さて、新型コロナウイルス感染者が初めて発生してから今年1月で丸3年を過ぎましたが、今なお終息が見えない状況に有ります。</p> <p>このような状況下、全国の新型コロナウイルス感染症の患者数が昨日までに32,066,639人、死者65,675人となっております。一日も早い終息を願うものであります。</p> <p>今、私たち組織として取り組まなければならないものは、守るべき農地の明確化ではないでしょうか。</p> <p>昨年、改正された農業経営基盤強化促進法などにより人・農地プランは地域計画として法定化されました。各市町村は4月の同法施行後、2年以内に地域計画を策定する事となっております。農業者の減少や耕作放棄地の増加などが懸念される中、農地の集約の加速化が狙いであります。策定に向けては、農業者や農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区などの関係者と将来の在り方について、人・農地プランの話し合いをベースに協議が必要であります。</p> <p>また、今年7月は、農業委員会の全国統一改選、本県は15市町村で改選となります。先月、第8回常設審議委員会の情報提供で、2022年度全国農業委員会会长代表者集会における3農業委員会の活動事例発表の内、徳島県小松島市農業委員会会长青木正廣氏の</p>

	<p>男性農業委員会会長が進める女性農業委員の登用促進と題し、発表の内容報告をさせて頂きましたが、ここは、農業委員19名、農地利用最適化推進委員16名、女性登用率32.4%占めております。また、今月10日、11日の両日、東京都主婦会館において全国女性委員の登用研修会が開催、本県では、濱田鳥取県農業委員会女性協議会会長（鳥取市農業委員会会长）と杉川一二美北栄町農業委員会（農業委員）に出席して頂きました。</p> <p>今年は、全国の7割の農業委員会で改選を控え、女性登用の必要性と具体的な取組方法を共有し、目的達成に向け研修会が開催され、男女共同参画の意識を地域全体で醸成する事が不可欠であると言う事であります。令和7年度までの目標に女性委員がいない委員会数をゼロに、農業委員に占める女性の割合を30%を目標に取り組んでおられます。本県では、現在女性委員（農業委員30名、推進委員7名）計37名であります。この取組みにつきましては、農業委員が市町村長の任命制に移行したことをきっかけに、市町村農業委員会はもとより、組織を挙げて市町村長に、女性登用の要請活動を実施して行かなければならぬと思います。特に、今回の改選では、女性農業委員ゼロの農業委員会組織におかれでは、女性参画へ向けて取り組んで頂きますよう宜しくお願ひいたします。</p> <p>なお、本日の常設審議委員会におきましては、報告事項、審議事項は、農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案2件、米子市、鳥取市、鳥取県農業振興地域整備基本方針の変更について、情勢報告につきましては、公共工事に係る農地転用（一時転用）の届出について、令和5年度農業委員会・農地関係予算について、農作業死亡事故多発警報の発令についてなど以上十分な審議をお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、以降、農業会議定款第44条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、小林会長に議長として進行いただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>3 議事録署名人の選任</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>議事録署名人の決定でございますが、慣例により議長から指名してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>足立委員(境港市農業委員会会长)、米澤委員(大山町農業委員会会长)の両名を指名いたします。</p>
<p>4 報告事項</p> <p>議長</p> <p>県経営支援課 [REDACTED]</p>	<p>日程に基づき、報告事項です。</p> <p>(1) 先月の農地転用許可状況について 県から報告願います。</p> <p>(資料1により説明)</p>

議長	皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。 (質問・意見なし)
5議事 議長 事務局	<p>議事に入ります。 議案第1号を説明下さい。</p> <p>それでは、今月の農地法の規定に基づく県全体の一覧表を説明いたします。(一覧表を説明) 今月は、第5条案件で2件、米子市、鳥取市がそれぞれ1件ずつございます。委員会事務局の説明の後、現地調査の報告をお願いしたいと思います。 それではまず米子市農業委員会より説明いただきます。</p>
米子市農委 事務局	<p>米子市農業委員会事務局██████████。よろしくお願いします。</p> <p>それでは、本件について、2ページの30aを超える事案説明資料を基にしまして、順に説明いたします。</p> <p>初めに、1土地の所在地等ですが、██████████合計10,163m²となります。</p> <p>続きまして、5ページの中間図をお願いします。本申請地は市街化区域に近接し、██████████、街中に近い環境が形成されています。</p> <p>2の現在の営農状況ですが、本申請地を含め周辺農地は水田と畑が混在し、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い農地となっております。なお本申請地内は利用集積はなく、すべて自作地です。</p> <p>3の転用事業者ですが、岡山市にあります██████████このあとご説明させていただきますが、関連会社である██████████の資産管理などを主な事業としている会社です。</p> <p>4の転用目的ですが、██████████したものです。 必要性ですが、██████████の関連会社である██████████の加工販売を行って いる会社であり、██████████この度、事業拡大を計画しております、██████████</p> <p>██████████することに特化した施設を設置することを運営方針として考えているため、近接地における土地の確保が必須となっています。なお、資産管理を行っている██████████において工場を整備し、██████████への貸借を行います。</p> <p>続きまして、転用要件の審査内容について、██████████説明します。</p> <p>5の立地基準について、農地区分ですが、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。許可根拠については、既存敷地の一部に隣接しており、利便性が良いことから代替地なしとなっております。</p> <p>営農条件ですが、申請地を含め周辺農地は水田と畑が混在し、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い農地であり、市街化区域に近いため住宅等の開発が進んでいる地帯となっています。</p> <p>代替地についてですが、██████████連携が必須であ</p>

り、また山陰道へのアクセスも良い本申請地以外に代替地はないと考えております。

6の一般基準について、他法令の許認可についてですが、農振農用地には該当しません。その他、他法令の状況については記載のとおりです。

規模の妥当性ですが、図面6ページの土地利用計画図をお願いします。建築面積6,831.25m²の工場、来客用・従業員用あわせて54台分の駐車場、そのほか緑地・自転車置場を含めますと、ご覧のとおりの配置について、妥当な転用規模と判断しております。

続きまして、被害防除計画等ですが、7ページの擁壁敷設図・断面位置図、8ページの計画断面図をご覧ください。

83cm～109cmの盛土造成を行い、隣接境界に、L型擁壁高さ70cmから140cm、一部、コンクリートブロック高さ20cm×2段を設置します。

続きまして、6ページの土地利用計画図・排水計画図をご覧ください。汚水については、公共下水道へ接続します。雨水については、敷地内に暗渠排水路と側溝を新設して雨水の経路を設け、農業用排水路、兼用ですが、そこへ放流します。なお、雨水放流先は北側の1か所、東側に2か所の計3か所に分散して放流する計画であり、降雨強度を92mmとして流量計算し、充足していることを確認済みです。

資金調達ですが、[REDACTED]により確認しております。

[REDACTED]土地改良区の同意、[REDACTED]実行組合の同意を確認しております。

最後に農業公共投資につきましては、該当はありません。

以上、[REDACTED]目的とした農地転用について説明を終わります。よろしくお願いします。

説明が終わりました。

それではここで現地調査の報告を足立委員からお願いします。

それでは現地調査の報告をいたします。

1月13日、日吉津村の齋下会長と私で現地調査をいたしました。当日は、午前10より、米子市役所会議室で田辺会長、中本代理はじめ関係者に集まつていただき、詳細の内容説明の後に、現地を確認いたしました。

先ほど、米子市の担当から説明があったとおり、本件は、[REDACTED]転用でございます。

[REDACTED]隣接したところに位置して、転用許可の判断基準に照らしても問題ないと、米子市農業委員会の判断されたとおり許可は妥当と判断いたしましたので報告させていただきます。以上です。

ありがとうございました。

委員の皆さんからご質問、意見は、一括してお受けいたしますので、続いて、鳥取市農業委員会、説明して下さい。

議長

足立委員

議長

鳥取市農業委員会事務局の [REDACTED] と申します。よろしくお願ひいたします。座って説明をさせていただきます。

農地法第5条の許可申請、[REDACTED] における農地転用計画の概要について説明させていただきます。

資料の2ページの30aを超える事案説明資料をご覧ください。

1番の「土地の所在等」につきましては、[REDACTED]

[REDACTED]、面積合計が6,380m²になります。

資料の4ページの位置図をご覧ください。申請地は、[REDACTED]

[REDACTED] に挟まれた場所になります。

資料の2ページにお戻りください。2番の「現在の営農状況」につきましては、申請地は現在、所有者による稻作、野菜栽培や果樹栽培および自己保全されている農地となっております。

続きまして、3番の「転用事業者」についてですが、事業者は、[REDACTED]

4番の「転用目的」についてですが、転用目的といたしましては、国道側に [REDACTED]

[REDACTED] となっております。必要性につきましては、国道と県道に挟まれ、[REDACTED] にも近いことから流動人口が増加することが見込まれることから、商業用地および住宅用地にすることで、地域の活性化にも寄与できるためです。事業期間につきましては、[REDACTED]

5番の「立地基準」につきましては、資料5ページの中間図をご覧ください。(1)申請地の農地区分ですが、第2種農地となります。区分決定の根拠といたしましては、「住宅等が連たんする区域に近接する区域内」となっております。(2)許可根拠規定ですが、こちらは「代替地なし」となります。(3)営農条件ですが、申請地の東側は、[REDACTED] が広がり、西側は県道及び集落、北側は事業所および畑、南側は畑、用水路および田に隣接しております。(4)代替地等ですが、事業候補地を検討した結果、交通アクセスがよく土地所有者や隣接する集落の理解も得られ、他の農地にも影響がないことから選定されたものです。

資料2ページに戻っていただきまして、6番の「一般基準」になります。(1)他法令許認可ですが、農振除外地で、都市計画法第29条の開発行為許可につきましては、事前協議済で申請中でございます。県盛土条例につきましては該当しないことを県の担当課に確認しております。道路法24条につきましては、事前協議済となっております。商業用地内に法定外道路がありますが、市道の拡幅や区画道路に用途変更することについて協議済となっております。

(2)規模の妥当性ですが、資料6ページの土地利用計画図をご覧ください。転用面積は、6,380m²ですが、法定外道路も含めた開発面積として、6,687.61m²になっております。商業用地3,853.51m²に対して、1,311m²の施設を建築し残りを55台分のお客様および従業員用駐車場および天然芝による緑地となっております。また、最小区画面積131m²、最大区画面積168m²の建築条件付売買予定地を12区画と区画道路及び公園を整

備されるとともに、[REDACTED]の改修も行われることから、規模は妥当であります。

(3) 営農及び造成・被害防除計画等の措置についてですが、資料9ページの造成計画平面図と10ページの断面図1をご覧ください。約70cm～1.2mの山土による盛土造成を行い、商業用地はアスファルト舗装で仕上げます。北側と東側の一部にL型擁壁を設置し、残りは道路高で擦り付けます。

資料11ページの縦断面2をご覧ください。隣接農地との境界に20cmの境界ブロックおよび1mのフェンスを設置します。また、建築物は境界から3m以上離して建築することとし、隣接農地の北側に建築となるため、影響はありませんが、土地所有者の同意は得ております。資料9ページの平面図にお戻りください。雨水につきましては、横断側溝および可変側溝による道路側溝を新設し、北側にある既設排水路に放流します。なお、横断側溝には、T-25のグレーチングを、可変側溝には、コンクリート蓋(T-25)と4mごとにT-25のグレーチングを取り付けます。汚水につきまして、商業施設および住宅地とともに公共下水道へ排水します。

資料13ページの用排水系統図をご覧ください。

申請地からの放流先の下流域には農地は無く、排水路から[REDACTED]通って、[REDACTED]放流されます。なお、雨水排水の流量については、開発行為許可の事前協議において、降雨強度を毎時68mmとして、雨量流量計算を行い、既設排水路への放流で問題ないことを確認しています。また、水路使用につきましては、地元自治会の同意を得ております。

資料2ページに戻ってください。

(4) 資金調達計画についてですが、[REDACTED]

7番の「農業公共投資」につきましては、昭和47年から昭和48年に[REDACTED]として整備され、[REDACTED]

[REDACTED]土地改良区の同意済となっております。

8番の「土地改良区以外のその他の関係権利者」につきましては、地元の[REDACTED]自治会の同意を得ております。

以上のようなことから、転用については妥当と判断いたしました。以上で、説明を終わらせていただきます。

説明が終わりました。

それではここで現地調査の報告を横山委員からお願いします。

八頭町農業委員会の横山です。現地調査の報告をさせていただきます。

1月16日、大変寒い日でしたがお世話になりました。まず、市役所で資料、図面の説明を午前10時から約90分間ほどかかりましたが、していただきました。その後、現地を確認いたしました。参加者は、鳥取市の濱田会長はじめ、事務局では[REDACTED]、ほか2名の出席がありました。委員として、小林会長と私が参加致しました。そのほか、県経営支援課[REDACTED]、申請者も3名の参加をしていた

議長

横山委員

	だいております。市役所での説明は、資料の各項目について点検し疑問点については説明を受けました。また図面等、表記内容の点検を行い、修正を求める所も若干ございまして、修正いただき本日を迎えております。内容的には、説明のとおり、総体的に問題ないと考えており、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。 委員の皆さんからご質問、意見をお願いします。はい、どうぞ。
石委員	まず、米子市の案件について、工場を増設して生産ラインを増やされるということですが、新設の駐車場が54台と説明がありましたが、現実に新規の雇用が見込まれるのか、そこが私の一番関心がある所でよろしくお願ひしたいと思います。
	それから、鳥取市の案件ですが、なるほど、こういうものができるれば地域の活性化に繋がるなどなんとなく分かりますが、商業施設、住宅建設予定ということで活性化に寄与するということだが、もう少し具体的に、この商業施設でどの程度のものが売られたり、人口が動いたりというような具体的な効果の話を聞けると良いのにという質問ですが、こういう質問でもよろしいか。
議長	それでは、米子市から順に回答して下さい
米子市農委事務局	ご質問いただいた新規従業員の数ということでございます。この新設工場の完成予定は令和6年9月末ということで、それ以降、3年間を目処に約60人の雇用を予定されているとのことです。隣接の既存駐車場に10台の空きがございますので、今回の転用で54台の駐車場を設置し対応するということでございます。
鳥取市農委事務局	鳥取市農業委員会の████申します。よろしくお願ひいたします。先ほどのご質問で、今回の施設でどれくらいの人口流動がということでございますが、この近辺、最近、スーパーの進出、コンビニの新設等、人の動きが活発になっているのは分かるのですが、今回の開発でどれくらいというのは把握しておりません。
石委員	それではもう一点、今回の████で、どれくらいの売り上げを見込んでいるのか、分かる範囲で結構ですが。
鳥取市農委事務局	それについては、確認を取っておりません。
石委員	分かりましたが、やはり開発されるには、そこらあたりも見込んで、周りの商業施設との兼ね合いもありますので、よく調査されながら、適正規模かどうかという判断が必要なのではないかと思う。
議長	次回以降、きちんと準備していただくということで、そのほか、質問、意見はございませんか。
	(質問・意見なし)
	それでは、お諮りします。

議長	まず、米子市案件について、異議なしとしてよろしいか、賛成の方は挙手願います。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。それでは異議なしといたします。 続いて、鳥取市の案件についてお諮りします。異議なしとしてよろしいか、賛成の方は挙手願います。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。それでは異議なしといたします。
議長	議事を進行します。続いて、議案第2号を説明下さい。
県経営支援課 [REDACTED]	それでは資料3により説明させていただきます。 鳥取県経営支援課の[REDACTED]申します。よろしくお願ひいたします。 鳥取県農業振興地域整備基本方針の変更について、説明させていただきます。資料3-1から3をお配りしていますが、本日は資料3-1を主に説明をさせていただきます。 農業振興地域は、総合的に農業の振興を図ることが必要な地域に必要な農業施策を計画的に推進するための農業上の土地のゾーニングを行うことにより、まとまった優良農地を確保するとともに、農業に関する公共投資、これは土地改良事業などです、その他、農業振興に関する施策を計画的に行うために、国が示す基本指針を踏まえて、市町村の意見を聞いたうえで、県が指定しているものです。令和2年3月に食料・農業・農村基本計画が変更されたこと等を受けて、同年の12月に、国の農業振興地域整備基本指針が変更されました。これを受けまして、少し間が空いてしまいましたが、県の基本方針を変更することとしています。 なお、農業振興地域の指定については変更せず、県が確保すべき農用地の面積の目標と、現在の県内の農業情勢にあわせた変更を主としております。 まず、1令和12年において県が確保すべき農用地内の農地の面積目標の設定については、国の基本指針で示された面積減少要素・増加要素それぞれの設定基準に基づき、現在、令和元年時点の29,504haから749ha、3%減の、28,755haを確保していくことを目標したいと考えています。 この内訳として、表の右側の面積増加要素については3点あります。いずれも、国指針の設定基準に基づき算出した内容です。 まず、農用地区域への編入として、農振法に規定する農用地区域に含めるべき集団的に存在する農地として10ha以上である中で、現在、白地である20ha以上の集団農地全体および、基盤整備された10ha以上の集団農地の編入を目指すというものです。 次に、荒廃農地の発生防止としては、農地中間管理事業による農地の集積・集約化の中で、荒廃農地の発生が防止されると算出したものです。

3つ目の、荒廃農地の解消については、各種の施策の推進により、基準年時点での荒廃農地を解消することを目指すとしています。

次に、表の左部分の、面積減少要素についてです。上のすう勢については、国指針の設定基準に基づき算出した内容です。農用地区域からの除外については、転用による除外の過去5年間の平均の12haが継続するという計算となっております。

下の、荒廃農地の発生については、こちらも過去5年間における荒廃農地の新規発生面積の平均、133haが継続する計算となっております。

表の下部分の、県独自に考慮すべき事由として、2点あります。まず、中山間地域等の条件不利地で区域設定要件を満たさない農地等を定期見直し等で除外しておりますのは、令和3年度から4年度において5市町にて、市町村計画の全体見直しが行われており、その中で、除外された実績を合算したものです。次の市町村の土地利用計画に基づく開発予定地を除外しておりますのは、すう勢以外で、他法令による計画に基づき開発が計画されているものになります。具体的には、[REDACTED]の農産法に基づく開発になります。

次に、資料3－1の2ページ目、裏面をご覧ください。現在の県内の農業情勢に合わせた所要の修正として、国基本指針からの参考、前回の基本方針変更を行った平成27年度以降の農業をめぐる情勢の変化を反映させるとともに、概ね10年を見越して、優良農地を確保していくための基本的事項を修正しました。

最後に、今後のスケジュールとして、本日の常設とともに市町村および県庁内の土地利用調整関係の部局に意見照会を行っておりますので、いただいたご意見を反映したうえで、国への協議を行い、国からの同意を得て、3月上旬には基本方針を決定し公表していくと考えております。以上です。

議長

説明が終わりました。
委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。

石委員

これって10年間の目玉って何でしょうか。

県経営支援課

この目標に掲げた農地面積を確保することだと考えております。

県経営支援課

今の現状というのは、耕作者の高齢化等により遊休農地が増加しております。国でも守るべき農地を守っていく、地域計画も法定化されております。国の指針に合わせて、県としても目標を立てて、いろいろな施策を進めていきたいと思っております。

石委員

大変だと思いますが、農業委員会会長のお集まりのこの会です。今後10年間またご尽力いただくことになるのかなと思っておりますので、やはり、会長さん方の危機感がここに表れていると思っておりますので、冒頭の小林会長の挨拶のように国の施策もありますが、地域のみんながこの農業振興地域の方針がきちんと、農業者を確保するのがこの10年間の大きな仕事だと思います。県民一丸となって進めていくことが大事だと思っています。会長各位には大変ご苦労をおかけしますが、しっかりと地域の皆さんにご理解いただく取り組みをしていくことが重要だと思っています。昨日の日本海新

聞に、農業所得に対する国の補助金が使われていないこともありますので、やはり国がそういう制度を準備していらっしゃるので、制度を有効に使っていくことが重要かなと自分では思っているところであります。

議長

少子高齢化の中で、県内では70歳を超えるような方が基幹農業者で頑張っていらっしゃると、そういう中で、持続可能な農業、農地を活かして守っていくことをどのように取り組んで行くか、これが課題となっておりますので、組織全体で取り組んでいかないとと思っております。県、農地中間管理機構とも一緒にになって取り組んで行くんだというふうに思っております。

その他、意見はございますか。はい、どうぞ。

永田委員

一つお聞きしたいのは、面積増加要素の中で、農用地区域の編入で785haとなっており、小さくない数字です。土地改良事業でということでしたが、これは施策があるからなのか、今後増やしたりから施策を講じるのか、どちらなのか、伺いたい。

県経営支援課
[REDACTED]

ありがとうございます。この785haというのですが、農振法の中では、まとまって10ha以上ある集団農地は農振農用地に指定するという規定がございまして、何らかの事情があって、これだけの農地が編入されていないということがまずございます。その中で過大な評価ではないかと考えたのですが、主に多面、中山間の取り組みですか、基盤整備をこれからされていくという中で、過去10年間にこれに近い数字の実績があるということをございまして、緩やかになるのですが多面、中山間の取り組みもあり、ここを伸ばしていくかないと努力目標的なこととして整理させていただきました。すぐに施策があるということではないのですが、今ある施策を有効活用していただく中でということで目標を設定させていただいております。

永田委員

ありがとうございました。よく分かりました。ただ、この基盤整備、新規の基盤整備については中々厳しい所があるのかと思いますので、是非、広報、アンウンスに務めていただきたいと思います。ありがとうございました。

横山委員

私は柿農家です。輝太郎柿を西条柿の収穫前にということで取り組んでいますが、輝太郎が始まったと思ったら西条が始まるんです。労働力がしっかりとあるところであれば良いんですが、夫婦2人でやれていれば良いが一人になる場合もある。県で経営モデルが示されているが、これから若い人が果樹をしようとする場合、本当に経営として成り立っている方がいるのか。先ほど言った、輝太郎と西条が一時に広域選果場に出荷しないといけない、どう出荷するのか考えないといけないんです。非常に悩んで出荷しないといけませんし、農薬も[REDACTED]も製造中止になった。今年は、どこの農家でもカイガラムシが発生し、被害を受けた柿の選別に一苦労した。農業をこれからもやっていけるかということが発生しているんです。いろいろなパターンを作つて出されるのは良いが、本当に経営が成り立つパターンを進めていくよう、儲かる農業を推進していくないと、せっかく作った目標が何のために作ったのかとなってし

	まいます。
議長	横山委員、今日は県の農業振興地域整備基本方針の変更についての議論だから、今、言われたのは各論的な中身で別途議論すべきで、本日の内容とは若干ずれているということを理解して欲しい。 ご質問、ご意見はございませんか。
県経営支援課 [REDACTED]	ありがとうございます。計画にしますときれいな言葉でまとめてしまうというところもございまして、実際、現場にどのように繋がっていくかということができていなかつたということで反省しております。この計画に実際の現場的なことを盛り込むというのは難しいのですが、地域の新規就農者や担い手の方また地域全体で取り組んでいただきたいということありますので、具体的な事例について取り組んで行く必要があると思っておりますので、県全体で進めていきたいと考えておりますので、お答えとさせていただきます。
議長	その他、ご質問、ご意見はございませんか。
永田委員	もう一点だけ。非農業的土地利用について記載があり、その中に、太陽光等の再生可能エネルギー発電施設の開発とありますが、北栄町でもゼロカーボン宣言ということで、ゼロカーボンに向けて推進するということです。昨年末には研修会も開催され、農業者代表で私も参加しました。おそらく再生エネルギーの関連ですと、土地の取り合いが起こるのではないかと思うのですが、中部地域、特に北栄町では、おそらく再生エネルギーのために開発すると増えてくることが想定されますので、このことを方針の中に加えていただけたらと思います。
県経営支援課 [REDACTED]	ありがとうございます。本文の3ページから4ページにかけてのご意見ということで理解させていただいてよろしいでしょうか。 (はいの声あり) ありがとうございます。
議長	その他、ご質問、ご意見はございませんか。
県経営支援課 [REDACTED]	ありがとうございます。今、市町村にも意見照会をかけておりますので、それらを踏まえて記載内容を検討させていただきたいと思います。
議長	その他、ご質問、ご意見はございませんか。はい、それでは簡単に。
石委員	農業振興地域整備基本方針の変更をここで諮られたということは、この会として回答することになるなんですか。諮問があつて回答という形ですか。
議長	今日、私どもが意見を出してそれがそのまま記載ということではありません。
石委員	分かりました。というのが、今日、この資料を出されて、農業委

員会会長はある程度理解されていると思いますが、私自身、これをポッと出されたって何のことだか分かりません。あまりに膨大な資料なので。

議 長

これは、基本方針の変更ということであり、具体の中身の話ではありませんので、今日、この方針で良いという皆さんの合意を得て、それに基づいて行動していくんだということあります。

その他、ご質問、ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

議 長

それでは、お諮りします。本基本方針の変更について、異議なしとしてよろしいか。

(意見聴取だけではないかという声あり)

(事務局)

本日、審議事項として、この基本方針の変更をお出ししております。したがって、内容については異議ないが、附帯意見として、今、北栄町の永田委員の意見を附帯意見として回答という形ではいかがでしょうかということを事務局として提案させていただきます。

石委員

通知で紙一枚もらい資料もない、あまりにも乱暴過ぎるのではないか。

議 長

どうでしょうか。中身について十分周知、理解していただいているため、1ヶ月延ばすのはどうか。

基本方針はこれで良いと思うが、本文について、事前に送付されていると思っていたが、そうではない。今回、持ち帰っていただき、1ヶ月の間、熟読していただいて、理解をしていただいた上で、来月意見をまとめるということで、あとは時間的なことだと思うが、いかがか。

県経営支援課
[REDACTED]

皆様に確認していただく時間が取れていないことにつきまして、大変申し訳ございません。

先ほど説明しましたが、スケジュールを記載しております。少し遅れていますが、国からは3月中にはということで来月にというのは難しく、今日見ていただき、いきなりというのは無理でありますので、1月末までに意見を出していただくということではいかがでしょうか。

議 長

皆さん、いかがでしょうか。

石委員

誠意がなさ過ぎる。一言最初に説明があれば良かった。

長谷川委員

目標について、いろいろ地域によってご意見はあろうかと思う。市町村が出し合って作られたこの案でしょう。ある程度、飲み込んでいかないといけないと思う。数字がきついとか、緩いとかあるだろうが、今日は、ここで可否決定するものではないので。

議 長

今日、意見を出さないといけない、このあたりのことはどうか。

県経営支援課
[REDACTED]

今、市町村、関係団体には意見を求めており、最終的なものを国に送るということでございます。スケジュールとしては1月末までにと考えております。

山脇副会長

この資料で、変更点について皆さんに説明しないと分からない。いきなりでは無理。

議 長

資料3-3について、詳細説明が足りていない。が、2月上旬には、国への協議が必要。皆さんに理解いただく時間が不足した。ここが今回の問題点だと思う。

県経営支援課
[REDACTED]

可能であれば、本日、説明をさせていただき、2月上旬に意見をいただければ大変ありがたいと思います。

事務局

常設審議委員会の資料ですが、開催日ぎりぎりまでかかって資料作成しております。ということで当日配布ということでございました。事前送付が必要ということであれば、開催日を月末に変更しなければということになろうかと思います。資料作りには苦慮しているということ、したがって通知しか送れていないということをご理解下さい。

本日の農業振興地域整備基本方針の変更についてです。これについてはもう少し詳しい説明をいただいて、そしてそれぞれの委員から意見をいただくための案内をし、2月上旬に返していただくこととし、集約せずそのまま県へ本会意見とするのか、臨時の常設審議委員会を開催し意見集約するか、この2とおりでお願いできればと思います。

議 長

事務局から説明があったがいかがいたしましょうか。

ここで時間も経過しており、5分程度休憩いたします。よろしいでしょうか。

(全員了解)

議 長

ここで5分間、休憩を取ります。

(午前11時45分から同50分まで休憩に入った)

議 長

それでは、再開します。先ほど、農業振興地域整備基本方針の変更については、皆様にいろいろと意見をいただきました。そして、事務局が2案出しましたが、本日の資料をお持ち帰り願って、これをもとに、意見がある方は、農業会議へ月末までに意見を提出していただくという形がベストではないかと思っておりますが、皆さんはいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは、そのように取り扱わせていただきます。はい、事務局。

事務局

それでは、様式は問いません。こちらから様式を整えて皆様にお

	<p>送りする時間はございませんので、お持ち帰りいただき、農業会議の方へファックス等で提出お願ひいたします。それを取りまとめ、県にお送りし、その概要を2月の常設審議委員会で報告させていただきたいと思います。この度は、県庁とのやりとり等、私ども不十分でございました。今後は、通知の際に、事前にお送りできる資料がございましたらお送りします。ご了解願います。大変申し訳ございませんでした。よろしくお願ひいたします。</p>
6 情報提供 議 長 事務局 県経営支援課 議 長 議 長 (事務局) 濱田委員	<p>情報提供について、 (1) 公共工事に係る農地転用（一時転用）の届け出について 事務局説明して下さい。</p> <p>本件について、県経営支援課から説明いただきます。</p> <p>(別紙 資料により説明)</p> <p>説明が終わりました。 委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>(2) 農業委員会における女性委員の登用について 事務局説明して下さい。</p> <p>お手元のリーフレットは、11月17日開催の特別研修大会の資料として配付させていただいたものです。</p> <p>本年7月に15市町村で改選を迎えますが、本会としても、女性委員が0の委員会をなくすことを目指して、市町村へお願ひに参りたいと考えております、個別に委員会へ打診して参りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、1月10日、11日に全国女性協議会主催の女性委員の登用についての研修会が開催され、本県でも、県女性協議会濱田会長、杉川副会長が参加されております。濱田会長から一言お願ひします。</p> <p>(濱田会長、報告)</p> <p>鳥取県農業委員会女性協議会の会長を務めております濱田です。 よろしくお願ひいたします。</p> <p>冒頭の小林会長の挨拶にもございましたように、今月の10日、11日と女性農業委員の研修会が東京でございました。今まで以上に女性が登用されるよう積極的に取り組んで行くことが申し合せされました。</p> <p>かねてより、県内の市町村農業委員会には、女性登用の推進を行っていただいております。その結果、県内では女性委員が37名在籍しております、着実に増加している状況です。女性に対する期待感も高まっていると思います。この資料は全国協議会の資料になりますが、2つの目標、女性委員がゼロの委員会をなくすこと、そして女</p>

	<p>性委員を3割登用することです。(中略)</p> <p>県内では、2委員会で女性の登用がないということあります。令和7年度までの目標達成には、今回の改選が最後のチャンスとなります。大変重要な改選となります。15市町村でこれから徐々に公募が始まってくると思います。このリーフレットを活用いただき推進をあらためてお願いしたいと思います。男女がしっかりと力を合わせて、組織の多様化、幅広い人材を登用し、山積する課題が解決する方向に展開していくと期待されていると思います。どうぞよろしくお願いします。</p>
議長	<p>委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>(3) 令和5年度農業委員会・農地関係予算について 事務局説明して下さい。</p>
事務局	<p>(別紙、資料により説明)</p>
議長	<p>説明が終わりました。 委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>(4) その他について ①農作業死亡事故多発警報について ②令和5年度経営所得安定対策と米政策について 一括して、説明して下さい。</p>
事務局	<p>(別紙、資料により説明)</p>
議長	<p>説明が終わりました。 委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
7その他 議長	<p>その他として皆さんから何かございますか。</p>
事務局	<p>(次回開催日程及び理事会、会長協議会研修会等について説明)</p>
8閉会 議長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会いたします。 (12時22分)</p>